

## ニュース：「地域医療・介護総合確保推進法」が成立 6・18

### ◎法律の呼び名

法案の略称 医療・介護法 医療・介護推進法 医療・介護総合推進法  
地域医療・介護総合確保推進法

法案の正式名 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（平成26年2月12日提出）

### ◎提出法律案

第186回国会（常会）提出法律案

[概要 \[138KB\]](#)

[法律案要綱 \[160KB\]](#)

[法律案案文・理由 \[660KB\]](#)

[法律案新旧対照条文 \[1,363KB\]](#)

[分割版\[1\] \[812KB\]](#)

[分割版\[2\] \[759KB\]](#)

[参照条文 \[512KB\]](#)

照会先：医政局総務課／老健局介護保険計画課（内線2519／2164）

### ◎ニュース 参議院通過成立 6月18日

産経新聞 [産経新聞](#) 6月19日(木)7時55分配信

### 医療・介護法成立 介護難民・格差…積み残し

[地域医療・介護総合確保推進法の主な内容](#)（写真：産経新聞）

医療法や介護保険法の改正案を一本化した地域医療・介護総合確保推進法（医療・介護法）は18日の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立した。同法は、社会保障制度改革の実施スケジュールを定めたプログラム法（昨年12月成立）の内容を具体化する第1弾となる法律だ。ただ、医療、介護という異なる分野の19もの法改正が一本化されたため、「詰め込み過ぎ」による審議不足の感は否めない。（松本学）

平成26年	10月	外国人医師の国内での診療許可	
	11月	消費税増税分を活用した基金を都道府県に交付	
27年	4月	「要支援1～2」の人に対する訪問・通所介護の市町村への移管開始 特別養護老人ホームの新たな入居者を「要介護3」以上に限定	
	8月	年金収入280万円以上（年間）の人の介護保険自己負担を2割に	
	10月	介護施設での食費などの補助で、預貯金が多い入居者を対象外に	
	10月	医療事故調査制度を創設	

医療・介護法は、高齢者に偏重していた制度を見直し、経済力によっては高齢者にも応分の負担を求めるとしたのが特徴だ。

年間の年金収入が280万円以上の人を対象に介護保険の自己負担割合を引き上げるほか、特別養護老人ホーム（特養）の入所要件を厳格化、原則「要介護3」以上に絞り込む。介護施設入所者への食費などの補助も、預貯金が1千万円を超える単身者らを対象から外す。また、比較的軽度の「要支援1、2」の人に対する訪問介護と通所介護は段階的に市町村事業へと移管する。

国民の負担増に直結する内容が居並ぶだけに、政府側には法案数を減らして審議時間を短縮したいという思惑もあった。異例の「巨大法案」として審議されたのはそのため、野党からは「一括して賛否を求めるのは乱暴」（みんなの党の山口和之参院議員）と批判が集中。今国会で唯一、全野党が反対で足並みをそろえた。

多くの内容を詰め込み過ぎた結果、積み残された課題も少なくない。訪問・通所介護の市町村移管に関しては、受けられるサービスに地域格差が生じることを危ぶむ声が野党から相次いだ。政府側の答弁は「市町村を支援する」などの内容にとどまり具体的な対処法は示されなかった。特養の入所要件厳格化に伴って発生する“介護難民”の救済策についても議論は深まらなかった。

時事通信社 [時事通信](#) 6月18日(水)12時17分配信

## 医療・介護総合推進法が成立

医療・介護総合推進法が18日の参院本会議で、自公両党の賛成多数で可決成立した。介護分野では、2015年8月から、年金収入280万円以上の人への介護保険の自己負担を現行の1割から2割に引き上げる。

【関連記事】 [\(リンク\)](#)

[医療・介護法の骨子](#)

[医療・介護法が成立＝来年8月、自己負担引き上げ](#)

[医療・介護法案を可決＝安倍首相「社会保障維持には自助」](#)

[医療・介護推進法案が衆院通過](#)

[介護給付費初の8兆円突破＝1人当たり26・3万円](#)

最終更新:6月18日(水)12時20分

読売新聞 読売新聞 6月18日(水)13時14分配信

## 年金収入280万円以上の高齢者、介護負担増へ

超高齢化社会に対応して医療・介護サービスの改善を図る医療・介護総合推進法が18日午前の参院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決、成立した。

同法は、増え続ける介護費用を抑制するため、2015年8月から、年金収入280万円以上の高齢者が介護サービスを受ける際の自己負担割合を、現行の1割から2割に引き上げる。また、介護の必要性が比較的低い人へのサービスの一部を市町村の事業に移し、地域の実情に応じたケア態勢を整える。

医療分野では、都道府県に対し、個別の医療機関ごとの役割分担や病床の必要量などを示す「地域医療構想」の策定を求める。これに伴い、都道府県に病床再編などに充てる基金を設置する。

このほか、全国の医療機関で年間1300～2000件発生している死亡事故の原因究明と再発防止を目指す「医療事故調査制度」の創設を盛り込んだ。

朝日新聞 朝日新聞デジタル 6月22日(日)7時0分配信 (有料記事)

## (社説) 医療介護改革—住民参加が不可欠だ

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、医療と介護のあり方を大きく見直す法律が成立した。

75歳以上の高齢者は、12年時点と比べ1・4倍を超す。医療と介護の費用は1・7倍の約74兆円に膨らむと推計され、現行の税や保険料の負担ではとても立ちゆかない。

負担増が避けられないなか、サービス水準とのバランスをどう取って、「老後の安心」を実現するか。国も地方自治体も住民も、当事者として厳しい判断をしなければいけない時代を迎えている。

新しい法律は、入院して手厚い医療を受けるところから、往診や介護を受けつつ家で生活するところまで、必要なサービスを切れ目なく受けられる体制づくりを掲げる。…